

「旅館業法施行条例の一部改正の考え方（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成30年3月9日（金）～ 平成30年4月10日（火）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	「法改正の目的及び背景」に関する意見	1件
2	「法改正の概要」に関する意見	2件
3	「条例改正の内容」に関する意見	2件
4	「パブリックコメント」に関する意見	4件
5	「住宅宿泊事業法」に関する意見	3件
6	「保健所」に関する意見	1件
合計		13件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健所 衛生課 環境衛生担当

0467-38-3317（直通）

e-mail:hokenjyo_eisei@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1. 「法改正の目的及び背景」に関する意見（1件）

(意見1)

法改正の目的及び背景について。「・・・法は時代に応じた変更不十分・・・」、「構造設備基準の規制全般・・・最小限の見直しが行われた」、「違法な民泊サービスの広がり・・・無許可営業、・・・報告徴収及び立入検査等の創設並びに罰金の上限の引上げが講じられた」とあり、もう少し具体的かつ丁寧な説明が必要ではと思う。

(市の考え方)

「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として昭和23年に制定された旅館業法は、今日の外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないという指摘があります。

平成28年12月規制改革会議において「旅館業規制の見直しに関する意見」が決定され、旅館業法に係る構造設備基準の規制全般について見直しが提言されました。この中で、「同法に基づく規制は施設の構造設備の基準が中心だが、こと細かな規制によらずとも、ICT（情報通信技術）の活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるものが多い。また、法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくない。」との意見があり、改革の必要性が示されたことから、法改正が行われました。

■ 2. 「法改正の概要」に関する意見（2件）

(意見2)

旅館業法及び同法施行令は記載されておられません。またどの点が改正されたのでしょうか。条文で。

(意見3)

法改正の概要。「旅館業改正」規制緩和の意味等の内容についての説明が必要ではと思う。

(市の考え方)

改正法及び改正令の本文は厚生労働省のホームページ「旅館業法の改正について」で公開されているため、「旅館業法施行条例の一部改正の考え方（素案）」には記載いたしませんでした。規制緩和の背景は意見1での市の考え方で記載したとおりで、概要は

以下のとおりとなります。

「改正法の概要」

1. 営業種別の統合

「ホテル営業」（最低客室数10室、洋室で洋式の寝具等）及び「旅館営業」（最低客室数5室、和室で和式の寝具等）の営業種別を統合し、構造設備上の双方の基準の違いを撤廃し1本化し、「旅館・ホテル営業」とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

(1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。

(2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

3. その他住宅宿泊事業法との整合性を踏まえた所要の措置

「改正令の概要」

営業種別が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準を設けること。

撤廃された規制：客室数の最低数、寝具の種類、客室の境の種類、採光・照明設備の数値、便所の数値

■ 3. 「条例改正の内容」に関する意見（2件）

（意見4）

旅館業法施行条例と改正案は記載されておられません。またどの条文等を改正するのですか。それと「作業を進めています」をあります。未だ検討中ですか。パブコメ実施なのにおかしいと思うか不自然に思う。

（意見5）

「ホテル営業と旅館営業」統合の目的等もっともっと説明する必要があると思う。

（市の考え方）

「条例の主な改正点」の記載のとおり、改正法、改正令及び市の実状にあわせた条例改正を行います。また、その他営業施設の実状及び公衆衛生の確保を考慮した所要の措置を行ってまいります。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階にて実施しております。

また、意見2及び3での市の考え方で記載したとおりの目的でホテル営業と旅館営業が統合されました。

■ 4. 「パブリックコメント」に関する意見（4件）

（意見6）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会でも市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、当パブリックコメントは市民の皆さまのご意見を幅広く伺ったうえで条例等の案文を作成するため、基本的な考え方の段階で実施したものでございます。

パブリックコメントの実施にあたっては、広報ちがさき及び茅ヶ崎市ホームページへの掲載での告知を行い、幅広い方から意見募集が行えるよう努めてまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

（意見7）

今年度より市政モニター制度が廃止されました。これまでもパブコメ応募者も少なく実施を知らない人も多いと思う。今まで以上の工夫と啓発(P R)を望む。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

（意見8）

パブコメ実施11月3件、12月6件、12月から1月にかけて4件、1月から2月にかけて3件、そして3月かけ2件、そして今回1件、パブコメ実施の意味を失せる。今回年度末実施時期にも不適切と思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら

政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見9)

市はパブコメの概略版を作ると言っていました。今年度実施のパブコメで概略版発行2件(同一課)あります。分かりやすいものを作ってほしいです。特に今回のパブコメ資料は分かりにくいです。丁寧で分かりやすいものを作ってもらわないと適切に書けません。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

なお、「旅館業法施行条例の一部改正の考え方(素案)」は、新旅館業法の新しい種別である旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を、市の実状にあわせて設定するものであることから、ご意見をいただきました概略版の作成はいたしませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

■ 5. 「住宅宿泊事業法」に関する意見(3件)

(意見10)

今回のパブコメは民泊については関係ないのでしょうか。

民宿と民泊の異なりを説明して下さい。(現行の民宿は賛成です)

(市の考え方)

民泊とは法令上の定めはありませんが、住宅(戸建て住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指して、民泊ということが一般的です。これまでは、宿泊料を受けて、繰り返し宿泊所として提供する民泊を行うには旅館業法の許可を得ることが必要でした。

急速に拡大しつつある民泊について、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた、旅館業法とは別の法制度「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日に施行されます。

また、民宿とは、「一般の民家が営業許可を得て営む宿泊施設」と定義されます。こ

ここでいう営業許可とは旅館業法の許可形態の一つである簡易宿所営業許可のことを指します。

(意見11)

当市の法にのっとり独自措置は考えないのでしょうか(区域や期間他)。一定水準の安全をどう維持するのか等の課題は市として自治体の独自規制(良好住環境保持のため)をどう考えているのでしょうか。

民泊サービスについては適法違法を問わず騒音等の近隣苦情をどう考えるか。当市は住環境悪化の懸念はないと考えているのでしょうか。飲酒やゴミ出しマナーと云うか決まり(ルール)をどう徹底を図ろうとしているのか。

民泊サービスについては殺人事件等(女性の遺体あり)(心配あり)も起きている。犯罪の温床にならない対策は。

(市の考え方)

住宅宿泊事業法につきましては、保健所設置市は、都道府県知事に代わって関係行政事務ができることから、届出や窓口、監督業務等について、神奈川県と協議を進め、茅ヶ崎市が事務処理を行うこととしました。また、本市においては、観光需要、経済活動の発展を目的とする法の趣旨を鑑み、現段階において住宅宿泊事業の実施期間を制限せず、他法令等との連携により生活環境の保全に対応することを考えています。

(意見12)

民泊サービスについては共同使用等の区分等はどう考えるか。民泊サービスについてはほとんどのマンションで反対の声が高いと聞きます。

(市の考え方)

マンションにおいて民泊を禁止する場合は、管理規約にその旨を記載する必要があります。管理規約に民泊の禁止を明文化しない場合には、一部が民泊施設となるマンションも出てくると考えられます。

本市では、マンション管理組合に対し、管理規約の見直しに関する通知を送付し周知を図っております。

■ 6. 「保健所」に関する意見(1件)

(意見13)

保健所が県より市に移管されましたが、これが身近で親切な分かりやすく丁寧な保健所運営でしょうか。当パブコメに象徴されるように。

(市の考え方)

平成29年4月1日に当市が保健所設置市に移行することに伴い、それまで県茅ヶ崎

保健福祉事務所が担っていた保健所業務を茅ヶ崎市保健所が引き継ぎました。これからも、よりきめ細やかで迅速な保健所サービスを提供し、「健康で衛生的な生活環境を守ること」が出来るように関係部局と連携を図りながら業務に取り組んでまいります。